

ふっさ



市議会だより

No.209 平成30年1月25日
発行/福生市議会

〒197-8501 福生市本町5番地
☎042(551)1511(代表)
☎042(551)1523(直通)



▲平成30年1月8日に開催された福生市成人式にて（実行委員会の新成人）

平成29年第4回定例会 12月5日～22日

平成30年2月から住民票等のコンビニ交付が開始されます

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書を提出

平成29年第4回定例会

平成29年第4回定例会は、12月5日から22日まで会期18日間で開催されました。今定例会では、15名の議員による一般質問が行われ、条例の一部改正、一般会計補正予算など市長提出議案12件、諮問1件及び議員提出議案1件が審議されました。また、市民等から提出のあった3件の陳情は1件が不採択、2件が継続審査となりました。

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成30年第1回定例会において、「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしている。本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すことが示された。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点からもとり、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてその対策を一層推進していくべきものである。

一方で、その対策は、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となるものである。加えて、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、様々な観点から慎重な議論が取り交わされている最中である。

よって、福生市議会は、東京都が受動喫煙対策条例を制定するにあたっては、一律的、強制的なものではなく、東京都の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、次の事項を要望するものである。

- 1 東京都は、各区市町村と十分協議すること。
 - 2 東京都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。
 - 3 東京都受動喫煙防止条例（案）については、国の動向を踏まえたうえで慎重に検討を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
（提出先 東京都知事）

市議会だよりをリニューアルしました！

◆会議の開催状況と審議日程◆	
会期18日間	▼12月
5日	第4回定例会1日目 議会運営委員会
6日	第4回定例会2日目 議会運営委員会
7日	第4回定例会3日目 議会運営委員会
8日	第4回定例会4日目 全員協議会
12日	建設環境委員会
13日	市民厚生委員会
14日	総務文教委員会
15日	横田基地対策特別委員会
19日	議会運営委員会 まちの魅力づくり対策特別委員会
22日	第4回定例会5日目 議会運営委員会 全員協議会 議会運営委員会

● 主な内容 ●	
◆一般質問（要旨）	……2～5面
◆可決された案件	……5面
◆議案の審議結果	……6面
◆行政視察報告	……7面
◆委員会の審査	……7～8面
◆特別委員会活動	……8面